

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第23条の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月19日

飯塚市監査委員 篠崎充俊
飯塚市監査委員 永末雄大

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和7年10月28日(火)から令和7年12月25日(木)まで

2 監査の対象

「飯塚市健幸プラザ」の指定管理者の業務について

- ・指定管理者 一般社団法人 飯塚市スポーツ協会
- ・所管課 健幸保健課

3 監査の場所

当該施設及び監査事務局

4 監査の範囲

令和6年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市健幸プラザ」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

1 指定管理料 令和6年度 18,415,911円

2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市健幸プラザ」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和6年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【主管課に対する指摘事項】

1 利用料金の徴収について(局長指摘事項)

飯塚市健幸プラザの利用料金については、飯塚市健幸プラザ条例(平成27年飯塚市条例第18号)第11条第2項の規定により前納とされている。

しかしながら、利用料金を後納している団体が見受けられた。

今後は、同条例を遵守し、適切な事務処理を行うよう指定管理者に指導すること。

【指定管理者に対する指摘事項】

1 利用料金の徴収について(局長指摘事項)

飯塚市健幸プラザの利用料金については、飯塚市健幸プラザ条例(平成27年飯塚市条例第18号)第11条第2項により「利用料は、前納とする。」と規定されています。

しかしながら、利用料金を後納している団体が見受けられました。

今後は、同条例を遵守し、適切な事務処理を行ってください。